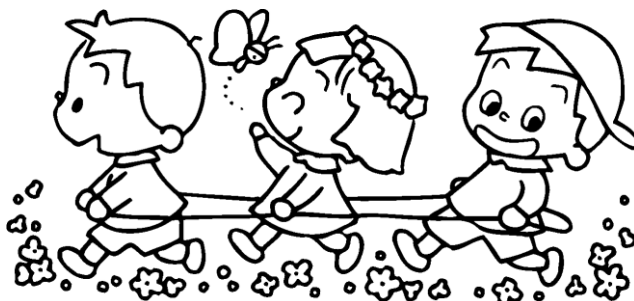


ファミリー・サポート・センターを 上手に活用するために



援助活動・補償保険

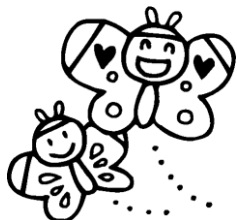
Q&A



富田林市ファミリー・サポート・センター

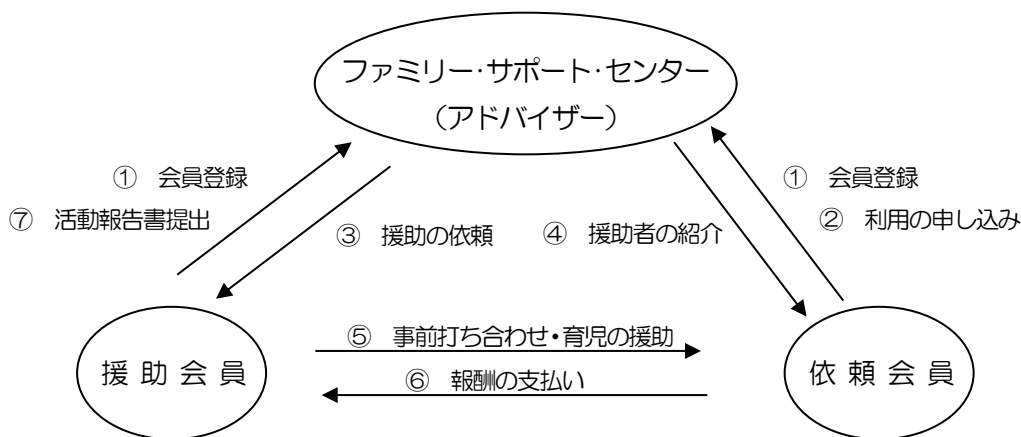
令和3年5月





富田林市 ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、子育てを援助したい会員と、援助を受けたい会員の相互援助の会です。



- ❖ ファミリー・サポート・センターで行う援助は、あくまでも一時的または短時間で軽易なものです。
- ❖ 原則として、援助会員の家で子どもを預かります。
- ❖ 子どもの宿泊は行いません。

* 報酬の基準

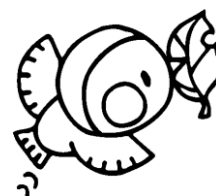
一般保育	月曜日～金曜日	1時間 700円	7:00～21:00
	土・日曜日、祝日	1時間 800円	7:00～21:00
時間外は1時間ごとに100円割増			
病気の子どもの預かりは、原則として行いません			

※ 援助活動の時間帯は、6:00～22:00です。



* 援助できる内容

- ◇ 保育所、幼稚園、小学校の開始まで預かり送ること
- ◇ 保育所、幼稚園、小学校、放課後または学童保育終了後、迎え預かること
- ◇ 会員の突発的な用事や通院時に子どもを預かること
- ◇ 子育てを離れてスポーツや買い物、講演会などに出かける時に子どもを預かること など



*補償保険制度について

万が一の事故、ケガに備えて保険に加入しています。(保険料は市で負担します)

1. サービス提供会員傷害保険

援助活動中や援助活動を提供するために、自宅と子ども宅や保育施設などの往復途上(自宅との通常経路)において傷害を被ったときに補償するもの。

2. 賠償責任保険

援助活動中、監督ミスや提供した飲食物などが原因で、子どもや第三者の身体または財物に傷害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じたときに負担する賠償金などを補償するもの。

3. 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが、援助を受けている間に傷害を被ったときに補償するもの。

4. 研修・会合傷害保険

センターが主催する研修・交流会などの開催中や、会場への往復途上(自宅との通常経路)、事前打合せ中に傷害を被ったときに補償するもの。

<傷害保険補償額>

	サービス提供会員傷害保険	依頼子供傷害保険	研修・会合傷害保険
死亡	500万円	300万円	500万円
後遺障害	20~500万円	12~300万円	20~500万円
入院(1日)	3,000円	3,000円	3,800円
手術	3,000円×10または5倍	3,000円×10または5倍	3,800×10または5倍
通院(1日)	2,000円	2,000円	2,300円

<賠償責任保険>

事由	補償額(限度額)
対人・対物	2億円

○賠償責任保険で対象となる主な損害は下表のとおりです。

事故の種別	対象となる損害	内容
対人事故	治療費	けがの治療に必要な費用。
	入院雑費 通院交通費	入院に要した雑費ならびに治療のために通院した際の交通費。
	慰謝料	被害者の方の肉体的・精神的な苦痛に対し、けがの状況や治療期間に応じて賠償するもの。
対物事故	直接損害	被害にあった物の修理費。被害にあった物の修理費がその物の価値(時価)を上回る場合、または修理が困難な場合はその価値が限度となる。
	間接損害	被害にあった物を修理する間、代替物を手配した際のレンタル費用。

5. お見舞金制度

依頼会員の子どもの加害事故（援助会員の財物および援助会員の同居家族の身体・財物への損害）、活動に起因した熱中症、感染症（インフルエンザやノロウィルス、新型コロナウイルス）、車での送迎中の事故についてお見舞金を支払う制度です。

車での送迎中の事故は、自損または当て逃げにより援助会員の車が損傷した場合、および援助会員が他人の車・財物に損害を与えた場合の事故を対象とします。

〈お見舞金一覧表〉

領収金額	お見舞金
2,000 円未満	0 円
2,000～4,000 円未満	1,000 円
4,000～6,000 円未満	2,000 円
6,000～8,000 円未満	3,000 円
8,000～10,000 円未満	4,000 円
10,000～15,000 円未満	5,000 円
15,000～20,000 円未満	7,000 円
20,000～30,000 円未満	10,000 円
30,000～50,000 円未満	15,000 円
50,000～70,000 円未満	20,000 円
70,000～100,000 円未満	25,000 円
100,000 円以上	30,000 円
自動車保険（任意保険）を使用	一律 5,000 円
新型コロナウイルスに感染した	一律 10,000 円
新型コロナウイルスに感染したことにより死亡	一律 30,000 円



6. 移動サービス専用自動車保険

援助活動の中で「送迎」に関する活動を開始したときから、活動を終了したときまでに適用されます。万が一、活動中に自動車事故が発生した場合に、対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・自損事故傷害特約・対物超過修理費用補償特約が適用されます（車両保険は適用外）。補償を受けるには、事前に下記の書類を提出していただく必要があります。

〈提出書類〉

様式第 1 号 自家用車使用申請書・自動車検査証の写し・加入済み自動車保険証券の写し・直近の定期点検整備記録簿の写し

※必要書類の提出がない場合において、万一事故を起こされたときは援助者ご自身の自動車保険にて対応していただくことになります。

援助活動Q&A



依頼について

Q1. 援助が必要になったら・・・

A1. ファミリー・サポート・センター事務局（以下事務局）は、入会時に条件をお聞きし、それに応じた援助会員を紹介します。その後、子ども同伴で依頼会員と援助会員が「事前打ち合わせ」をします。そこで援助会員が決まれば、そのあとは個人的に連絡を取り合ってください。

援助してほしい日時をあらかじめご紹介している援助会員に連絡して、予約をしてください。直前の時は援助を引き受けてもらえない場合もありますので、予約はできるだけ早めをお願いします。また、活動を予約したときは、電話・FAX・メールのいずれかで必ず事務局まで連絡してください。（連絡がなければ保険の対象になりません）

Q2. しばらく時間がたっていますが、初めて子どもの援助を頼みたいと思います。どうしたらいいですか？

A2. あらかじめ援助会員を紹介しておりますので、直接援助会員に依頼できます。援助会員から、依頼された内容を事務局に連絡してもらうことになっています。連絡がない場合は、保険が適用されません。

Q3. 病児の扱いについて教えてください。

A3. 急性期（熱が上がる状態）、病児、病後児はお預かりできません。

Q4. 食事は出してもらえますか？

A4. 入会時に食事が必要であることをお伝えください。事前打ち合わせの時に、朝食・昼食・夕食・おやつ等の費用について依頼会員・援助会員相互が納得する金額を決めてください。

Q5. 依頼内容が事前打ち合わせと変わった時はどうしたらいいですか？

A5. まず、事前打ち合わせをした援助会員に変更内容を連絡してください。援助会員の了解が得られれば、依頼会員は事務局にその内容を必ず連絡してください。また、援助会員の了解が得られない時は、別の会員を紹介しますので事務局に連絡してください。

Q6. 1時間700円の料金は高いのでは・・・

A6. 他市でも600円から800円の間料金設定をしています。

子どもの命を責任もって預かることですから、決して高すぎる料金ではありません。本来は短時間の預かりを対象とした制度のため、長時間の預かりでは、保育料と比べると割高になっています。長時間の預かりを希望する場合は、保育園の一時保育を利用するという方法もあります。下記の一時保育実施園に直接お問い合わせください。

・富貴の里保育園	(28-7364)	・梅の里こども園	(23-4555)
・みどり保育園	(24-4190)	・寺池台こども園	(69-7752)
・葵音つばさこども園	(40-0283)	・富田林桜げんき園	(68-7018)

Q7. 援助会員にどんな人がいるか教えてほしいのですが・・・

A7. 援助会員のプロフィールなどの個人情報公開できません。登録されている援助会員を依頼の内容に応じて事務局からご紹介させていただきます。

Q8. 緊急の依頼を受けてもらえますか？

A8. 援助会員によっては緊急の依頼ができない場合もありますので、事前打ち合わせの時に確認してください。

Q9. お金の計算方法がわかりません。

例：朝、7時30分に保育園に送ってもらいました（約15分）。

夕方、6時から7時25分までお迎えと預かりを頼みました（1時間25分）。

A9. 2回依頼したものと考えます。朝の送りは1時間以内ですから、700円です。

夕方の迎えと預かりは、最初の1時間は700円、残り25分は半額の350円で、1,050円。

支払い金額は 700円+1,050円=1,750円となります。

Q10. 紹介してもらった援助会員と、相性が合わないみたいです。

A10. 人間同士ですから、相性があると思います。また、大人同士は気が合っても、子どもにとっては相性がよくない場合もあるでしょう。率直に事務局にご相談くだされば別の人をご紹介します。ただし、依頼の条件によっては、別の援助会員が見つからない場合もありますのでご了承ください。

Q11. 報酬の受け渡しはどうしたらいいですか？

A11. 報酬は子どもを引き取る時に、原則、現金でその場でお渡しください。その時、報告書に署名をして、領収書として受け取ってください。金額に関しては、事前打ち合わせの段階でお互いに了解を取っておいてください。お金の受け渡しに関しては、事務局は関与いたしません。何かトラブルがありましたら事務局にご相談ください。

Q12. 援助依頼を取り消した時、キャンセル料はかかりますか？

A12. 当日キャンセルの場合は予定報酬額の半額を支払ってください。前日までにキャンセルした場合は無料ですが、援助会員は依頼活動の受け入れ準備をしていますので、援助の必要がなくなれば、出来るだけ早く援助会員に連絡してください。

Q13. 援助会員の交通費や食費の負担はどのように対処すればよいのですか？

A13. 交通費や食費の取り決めは会員同士で決めることを原則としており、事務局は金額を決めておりませんが、援助をするうえで発生する実費については、報酬とは別に依頼会員が支払うことが原則です。また、援助会員が自家用車を使う場合、ガソリン代をどのように計算するかといった細かいことも事前打ち合わせの時に会員相互の了解のうえ取り決めると良いでしょう。



Q14. どこまでやっていただけるのか分からないので依頼しにくいです。

A14. 入会時に遠慮なく、全ての要望を出してください。そこから、どういう援助が可能であるか、登録している援助会員のデータをもとに、事務局ができるだけ希望に添えるような援助会員を紹介します。事前打ち合わせで実際に会って納得するまで話し合ってください。

Q15. 出来ない依頼ってあるのですか？

A15. 宿泊、子どもをお風呂に入れる援助はお断りしています。文字を教えたり、宿題を見たりといった教育に関わることも活動の範囲ではありません。病児・病後児の援助はできません。

Q16. 以前に援助会員を紹介してもらったのですが、そのままになっています。どうしたらいいですか？

A16. 事務局にご連絡ください。援助会員の活動内容も変わっていることもありますので確認して連絡します。援助会員とは、事前打ち合わせを早めに済ませて、いつでも活動依頼ができるようにしておいてください。

Q17. 子どもの手が離れたら協力したいのですが・・・

A17. 両方会員として登録してください。依頼も援助もどちらも出来るという立場です。

Q18. 相互援助活動の中でのトラブルはどうしたらいいですか？

A18. まず事務局にご相談ください。アドバイザーが問題解決に向けて一緒に考えていきます。

Q19. 他市に住んでいますが、会員登録できますか？

A19. 会員は、本市在住に限ります。



援助について

Q20. 初めて依頼会員から援助依頼がありました。どうしたらいいのですか？

A20. 援助が可能であれば依頼を引き受けてください。（その旨を事務局に電話、FAX、メールのいずれかで連絡して下さると助かります。）活動終了後、お子さんを依頼会員に引き渡す際に、活動報告書に署名をもらい、報酬を受け取ったら署名して一部（援助依頼者用）を領収書として渡します。センター用報告書は翌月5日までに事務局へ提出してください。

Q21. 預かる子どもは何歳くらいが一番多いですか？

A21. 乳幼児から小学校低学年の援助（保育所への送迎や預かり、習い事の援助）が多いです。

Q22. 保育士の資格をもっていないのですが、援助会員になれますか？

A22. 性別に関係なく健康な方であれば会員になれます。資格の有無よりも、子育てを支援しようという気持ち、子どもが好きであるということが大切です。事務局では、育児や支援に関する講習会や交流会を実施していますので積極的に参加してください。また、「ファミサポだより」にも活動に必要な情報を載せていますので参考にしてください。その他、「こんなことが知りたい」という要望も遠慮なく事務局までお寄せください。

Q23. 大きな事故はありましたか？

A23. 本市においては、現在のところ事故はありませんが、残念ながら全国的には骨折などの事故が報告されています。

今後も安全と事故防止に努めていただくための研修会を開催します。

Q24. いつまでたっても依頼がありません。

A24. お住まいの地域により、会員の登録にばらつきがあります。依頼会員が少なく援助がほとんどない地域もあります。また、活動内容や条件が合わないためにご紹介できない場合もあります。条件の合う依頼があるまでお待ちください。

Q25. 依頼会員と少し相性が悪いようですが・・・

A25. 事前打ち合わせのとき、疑問があればその場で聞いていただくのが一番です。打ち合わせの時には良かったけれど、活動をしてみてちょっとしんどいという場合もあると思います。世代や立場が違くと、考え方が合わない場合があることも仕方ないと思いますので事務局にご相談ください。

Q26. 場所を借りてたくさんのお子さんを預かりたいのですが・・・

A26. それは出来ません。個人の家庭で預かることがファミリー・サポートの原則です。



Q27. 報酬の受け渡しについてよく分からないのですが・・・

A27. 依頼会員がお子さんを迎えに来た時に、報告書と引き換えに報酬をもらってください。連日依頼の場合であっても、1日ごとに支払ってもらってください。

本市の報酬の基準に基づいて金銭の受け渡しをしてください。トラブルがあった場合や疑問があれば事務局にご相談ください。

Q28. 援助活動を仕事としてやりたいのですが・・・

A28. 意識をもって活動をしていただくことはありがたいのですが、地域により、依頼者の数、内容にばらつきがあり、毎月確実に依頼があるというわけではありません。また、あくまで「有償のボランティア活動」であるということを前提としていますので固定した収入は見込めません。

Q29. 報酬をもらったら、税金の申告はどうすればよいのでしょうか？

A29. 援助活動の報酬は、給与所得ではなく、雑所得として申告してください。

報酬額（交通費やその他実費は除く）が年間38万円を超えると課税対象となります。既に給与所得を得ている場合には、雑所得が年間20万円を超えると確定申告の対象となります。

Q30. ほかに仕事を持っていても援助会員になれますか？

A30. 現在登録されている方の中には、働いている方やボランティア活動に参加している方もおられます。できる範囲で無理なく援助してください。



「ファミリー・ホート・センター補償保険」よくある質問 Q&A (抜粋)

平成27年6月

(財)女性労働協会

東京海上日動火災保険(株)

Q1. 援助会員が子どもを保育所へ迎えに行く時に、自宅からではなく出先のデパートから保育所に行く途中でケガをした場合、サービス提供会員傷害保険は適用されますか？

A1. 「通常経路」における往復途上ではないため、適用されません。

『サービス提供会員傷害保険』の通常経路における往復途上とは、自宅から子ども宅あるいは保育所等（依頼会員が指定する場所）までの経路を意味します。

Q2. 子どもの送り迎えなどの保育サービス活動中において、援助会員が自転車を運転していて事故にあった場合、補償保険はどのように適用されますか？

A2. 『サービス提供会員傷害保険』と『依頼子供傷害保険』、『賠償責任保険』は適用されます。なお、自転車には電動補助自転車（電動アシスト自転車）も含まれます。

Q3. 台風の時に活動していて、風で飛んできたものにあたってケガをした場合、補償保険はどのように適用されますか？

A3. 『サービス提供会員傷害保険』と『依頼子供傷害保険』は適用されますが、『賠償責任保険』は適用されません。

Q4. 子どもを預かっているときに地震が発生し、上から物が落ちてきてケガをした場合、補償保険はどのように適用されますか？

A4. 『サービス提供会員傷害保険』、『依頼子供傷害保険』、『賠償責任保険』はいずれも適用されません。

Q5. 援助会員が作った物を食べて子どもが食中毒になった場合、補償保険はどのように適用されますか？

A5. 食中毒の原因が援助会員の過失によるものと認められた場合は、『賠償責任保険』が適用されます。

Q6. 援助会員が依頼会員から預かった鍵を紛失した場合や、子どもを預かるために親から預かっていたベビーカーを壊した場合、賠償責任保険は適用されますか？

A6. 依頼会員から預かった物（受託物）の紛失、破損に対して適用されます。

但し、受託物の場合、時価＝事故の生じた地および時における受託物の価格（同一種類、同年式で同じ損耗度の市場販売価格相当額）での補償となります。

Q7. 保育サービス提供中に預かった子どもが大ケガをしたので、見舞品や見舞金を持ってお見舞いに行く場合、補償保険でその代金を請求することはできますか？

A7. 対人事故が発生した場合は、賠償責任の有無にかかわらず、その額および使途が社会通念上妥当なものに限り、『賠償責任保険』の「初期対応費用」から10万円を限度に支払われます。なお、保険金の請求にあたっては、領収書が必要となります。

Q8. 預かった子どもから援助会員や援助会員の家族に病気が感染した場合、『補償保険』はどのように適用されますか？

A8. 『サービス提供会員傷害保険』はケガに対する補償であり、疾病は対象とならないため適用されません。また、『賠償責任保険』は援助会員に過失があった場合に適用される保険であるため、この場合は適用されません。
このような場合、診察代の一部をお支払いする『お見舞金制度』を設けています。

〈お問い合わせ〉

富田林市役所 子育て福祉部こども未来室

富田林ファミリー・サポート・センター

〒584-8511

富田林市常盤町1番1号

TEL：0721（25）1000（内線 205）

FAX：0721（24）8976

メール：kodomo@city.tondabayashi.lg.jp

